

第五次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 減量に係る目標

計画における「減量に係る目標」および本目標の達成に向けた取組等を進めるうえで、全体的な資源循環の状況を把握するための「参考指標」の状況は以下のとおりでした。

図表 1-1 減量に係る目標および参考指標の状況

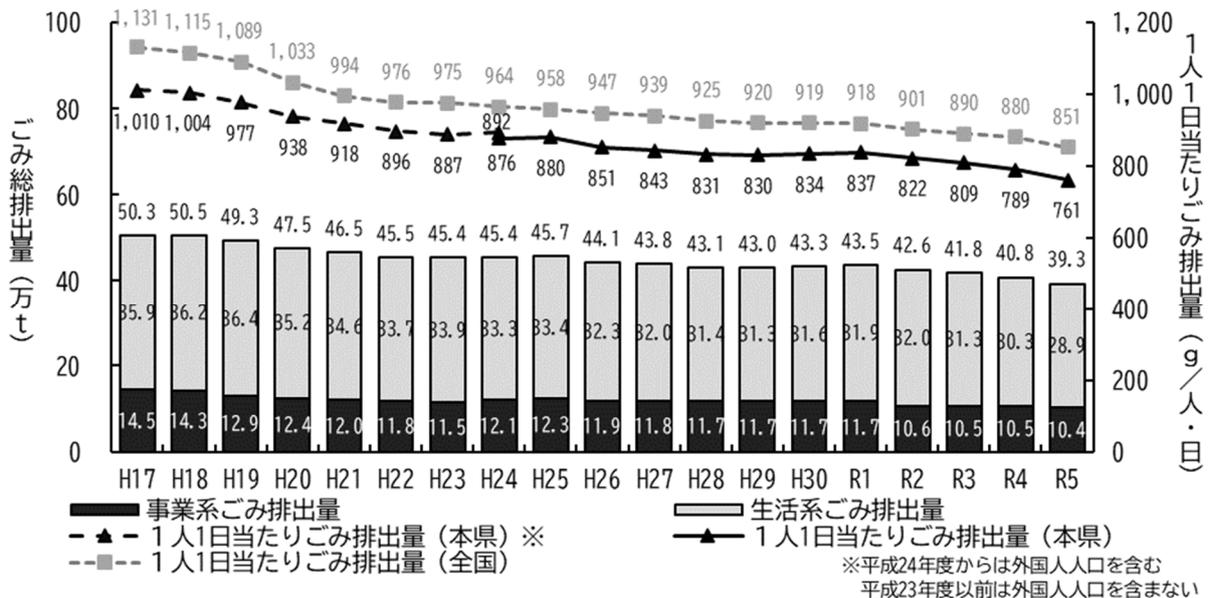
		実績値							五次計画	
		計画期間							目標値	参考指標
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
ごみ総排出量	万 t	43.3	43.5	42.6	41.8	40.8	39.3	(集計中)		41.3
1人1日当たりごみ排出量	g	834	837	822	809	789	761	(集計中)	804	
総資源化量	万 t	8.1	7.7	7.7	7.2	6.6	6.2	(集計中)		7.7
再生利用率	%	18.7	17.8	18.0	17.1	16.1	15.7	(集計中)		18.5
最終処分量	万 t	4.4	4.4	4.2	4.2	4.0	3.9	(集計中)		4.2
1人1日当たり最終処分量	g	84	84	81	81	78	75	(集計中)	82	

出典：環境省（一般廃棄物処理事業実態調査）

ア 排出量の状況

- ごみ排出量（総量および1人1日当たり）は減少傾向である。
- 令和5年度の1人1日当たりごみ排出量は761gとなり、前年度比で28g減少し、これまでで最も低い値を更新した。
- 1人1日当たりのごみ排出量は計画の目標である804g以下であり、令和4年度以降、目標を達成している。
- 令和5年度実績(761g)は全国2番目の少なさである。(1位:京都府749g、3位:神奈川769g)
- 計画期間中、事業系ごみよりも生活系ごみにおいて減少率が大きかった。

図表 1-2 ごみの排出量の推移

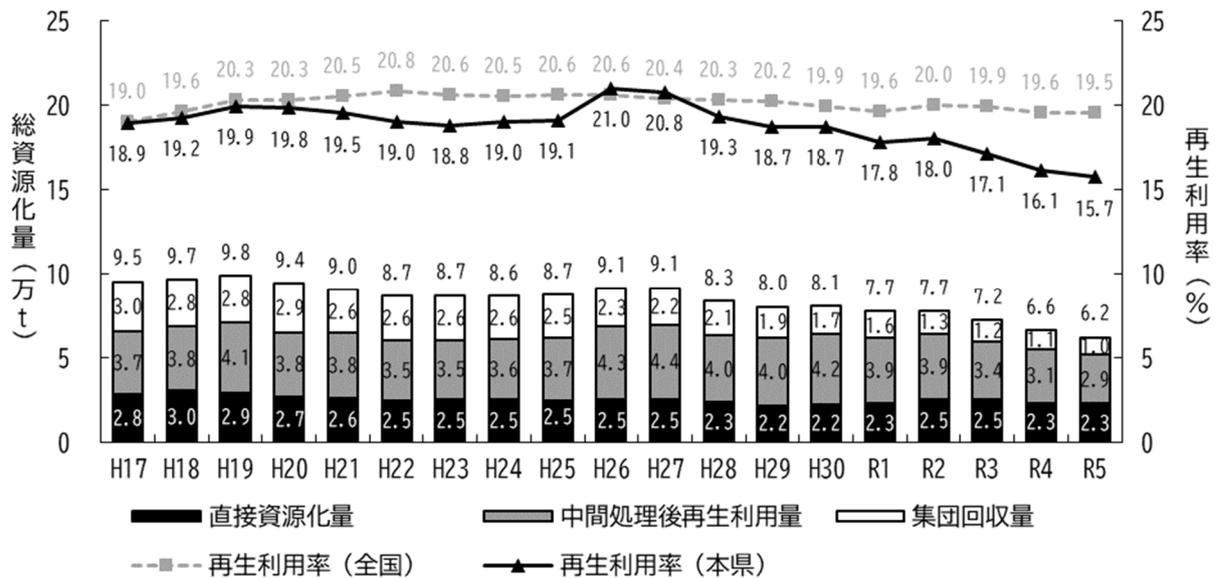


出典：環境省（一般廃棄物処理事業実態調査）

イ 再生利用の状況

- 総資源化量および再生利用率は減少傾向である。
- 令和5年度の再生利用率は15.7%となり、これまでで最も低い値を更新した。
- 総資源化量には店頭回収等の民間回収ルートによる資源化量は含まれていないため、民間回収ルートによる資源化量を調査した結果、1店舗当たりの主要4品目（ペットボトル、食品トレイ、空き缶、紙パック）の店頭回収量は、平成25年度は19.8t、令和5年度は18.6tであり、同程度であった。
- 総排出量から総資源化量を減じた資源化されない廃棄物の量は、令和5年度は33.1万tとなり、これまでで最も低い値となった。

図表 1-3 ごみの総資源化量および再生利用率の推移

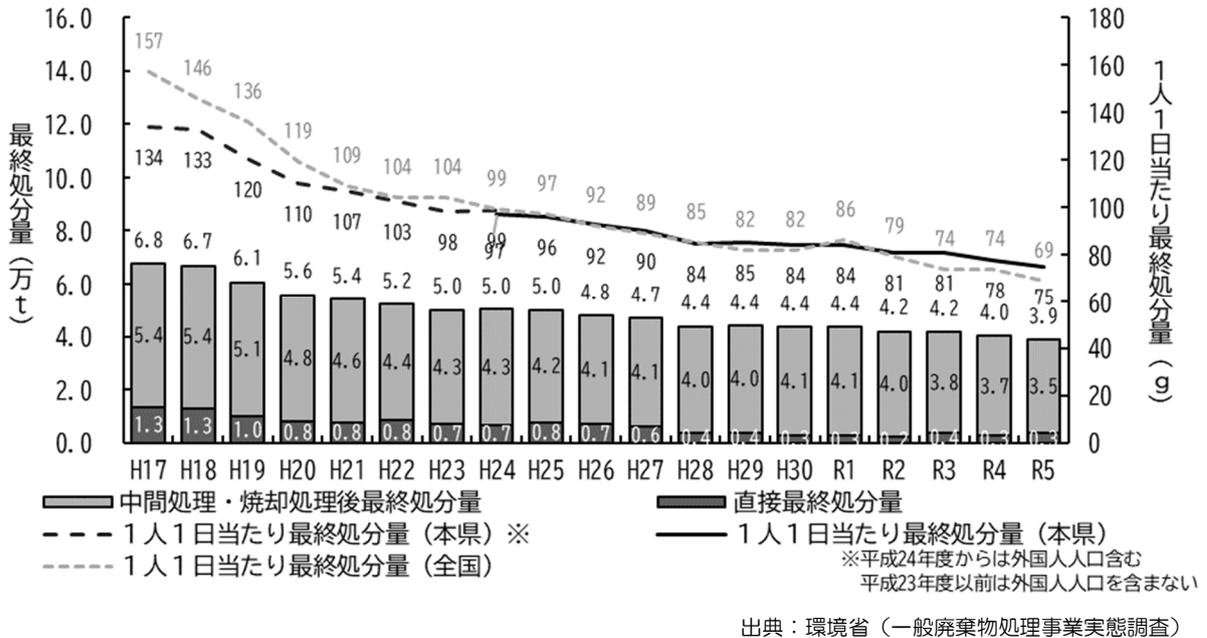


出典：環境省（一般廃棄物処理事業実態調査）

ウ 最終処分量の状況

- 最終処分量（総量および1人1日当たり）は減少傾向である。
- 令和5年度の1人1日当たり最終処分量は75gとなり、前年度比で3g減少し、これまでで最も低い値を更新した。
- 1人1日当たりの最終処分量は計画の目標である82g以下であり、計画期間中、目標を達成している。

図 1-4 ごみの最終処分量の推移



(2) 取組に係る目標

計画に掲げる主な取組について設定した「取組に係る目標」の状況は以下のとおりでした。

図表 1-5 取組に係る目標の状況

			実績値						五次計画 目標値	
			計画期間							
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
プラスチック ごみの発生抑制 の推進	マイバック持参率 (レジ袋辞退率)	%	89.4	90.1	90.8	91.2	90.6	90.2	88.8	85以上 (計画期間中)
	県内のマイボトル使用 可能な給水等ス ポット数	箇所	21	23	22	56	97	112	120	100
食品ロス削減 の推進	食品ロス削減を認知 して削減に取り組む 消費者の割合	%			78.3	80.7	80.5	78.4	78.6	80以上
	「三方よしフードエ コ推奨店」の累計登 録店舗数	店	102	118	211	274	309	355	388	300
災害廃棄物の 円滑な処理体 制の構築	市町災害廃棄物処理 計画の策定率	%	21.1	42.1	73.7	89.5	94.7	94.7	100	100 (R6年度までに)
散在性ごみ対 策	「環境美化の日」を 基準とした環境美化 運動参加者数	人	266,195	231,814	133,812	172,321	194,802	197,019	162,387	1,200,000 (計画期間累計)

出典：滋賀県による調査

ア プラスチックごみの発生抑制の推進

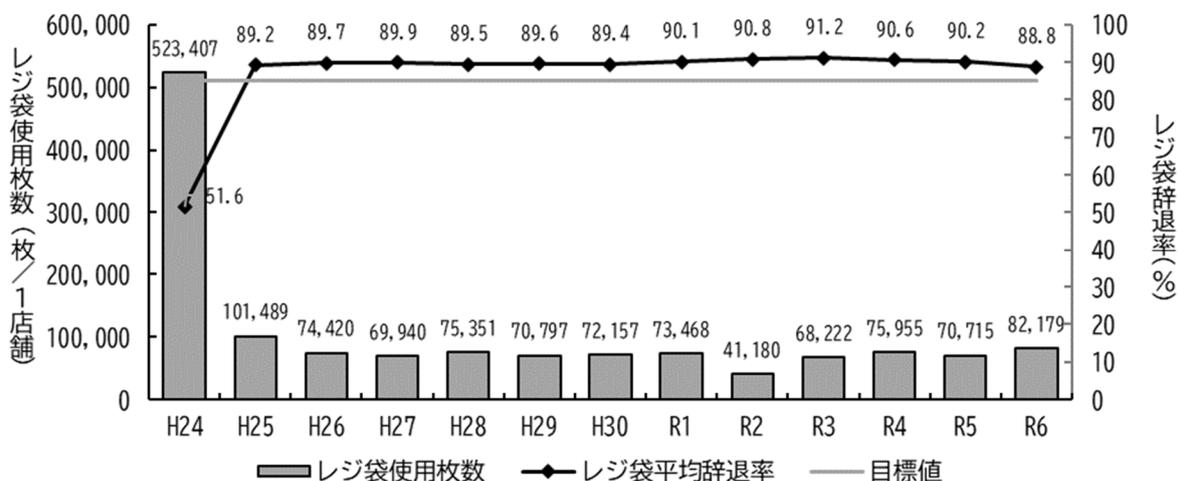
(ア) マイバック持参率 (レジ袋辞退率)

- 令和2年7月に全国でレジ袋の有料化が義務付けられるよりも早く、平成25年4月から「滋賀県におけるレジ袋の削減に関する協定」制度により、レジ袋の無料配布中止等の取組を行った結果、レジ袋辞退率は51.6%から89.2%と一気に上昇し、その後も90%

前後で推移している。

- 計画期間中において、レジ袋辞退率を85%以上とする目標を達成している。

図表 1-6 レジ袋使用枚数およびレジ袋辞退率

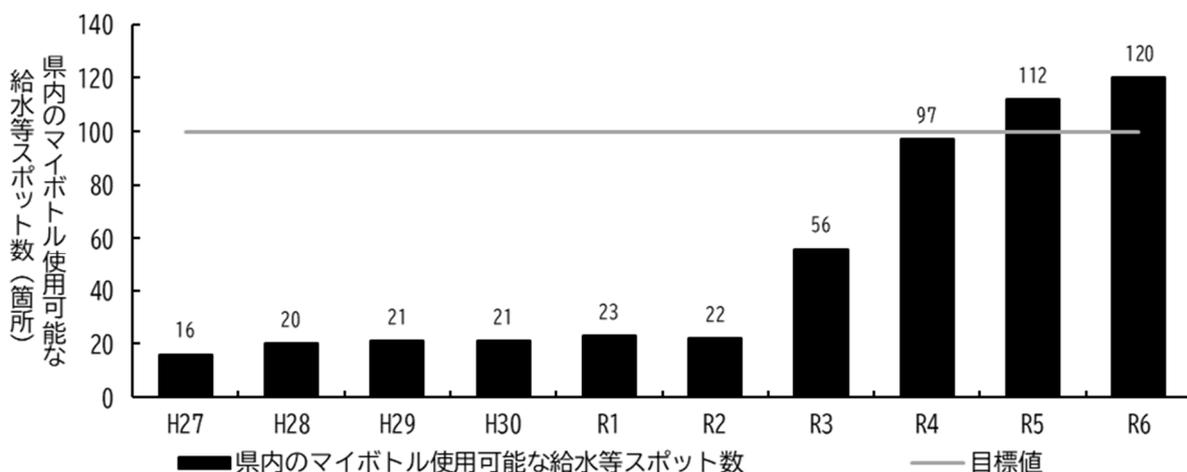


出典：滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会による調査

(イ) 県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数

- 関西広域連合「マイボトルスポット MAP」の登録促進、登録事業者の広報を行った。
- マイボトル使用可能な給水等スポット数は増加しており、令和6年度末時点で120箇所あり、令和7年度末までに100箇所とする目標を達成した。
- 公共施設での給水スポット等の登録が増加している。

図表 1-7 県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数



出典：滋賀県による調査

(ウ) その他（令和6年度の取組等）

- 3R推進月間である10月を中心に、滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会において、マイバッグ持参等を推進する「環境にやさしい買い物キャンペーン」を行った。（令和6年度の参加者：12事業者（61店舗）、4団体、県および19市町）

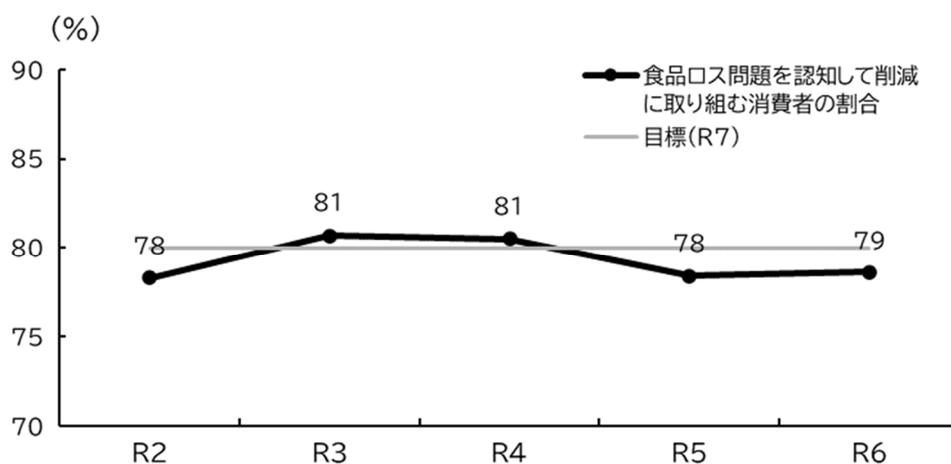
- レジ袋や使い捨てプラスチック削減に取り組む「しがプラスチックごみ削減行動宣言」の実施を事業者へ呼びかけた。(宣言者：37 者 (466 店舗) (令和 6 年度末時点))
- 「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」で毎月一日を「しがプラチャレンジの日」、10 月を「しがプラチャレンジ推進月間」として、プラチャレ通信の発行等による取組方法の普及啓発をした。
- 県ホームページ内の特設サイト「ごみゼロチャレンジしが」において情報発信した。
- 事業者や団体等によるプラスチックごみ削減取組事例の収集・公表を実施した。(令和 6 年度の事例：8 事例)
- プラスチックごみおよび食品ロス削減に関して他社の模範となる優れた取組を表彰する「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰」を行った。(令和 6 年度の被表彰者：5 者)
- 「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金」により、プラスチックごみ削減取組に補助金を交付した。(令和 6 年度の補助実績：2 件)

イ 食品ロス削減の推進

(ア) 食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合

- 令和 6 年度において、食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合は 81.3%であり、そのうち削減に取り組む消費者の割合は 78.6%であった。
- 食品ロスの削減に取り組む消費者の割合を 80%とする目標については、令和 3 年度および令和 4 年度は目標を達成したが、令和 5 年度および令和 6 年度は目標を達成できなかった。

図表 1-8 食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合



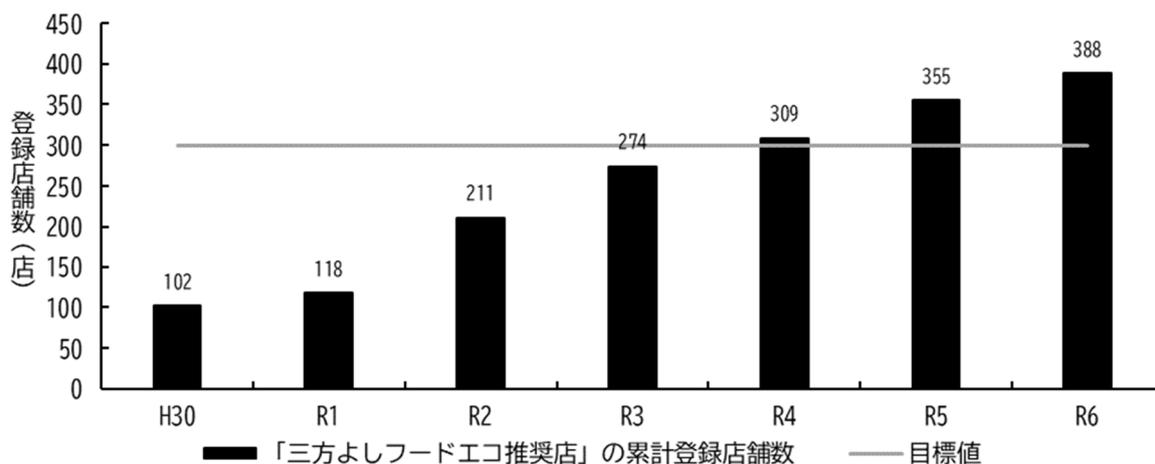
出典：滋賀県 (県民 Web アンケート調査)

(イ) 「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数

- 令和 6 年度の登録店舗数は、前年度から 33 店舗増加し、388 店舗 (飲食店・宿泊施設：169 店舗 食料品小売店：219 店舗) となった。
- 登録店舗数は増加しており、令和 6 年度末時点で 388 店舗あり、令和 7 年度末までに 300

箇所とする目標を達成した。

図表 1-9 「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数



出典：滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会による調査

(ウ) その他（令和6年度取組等）

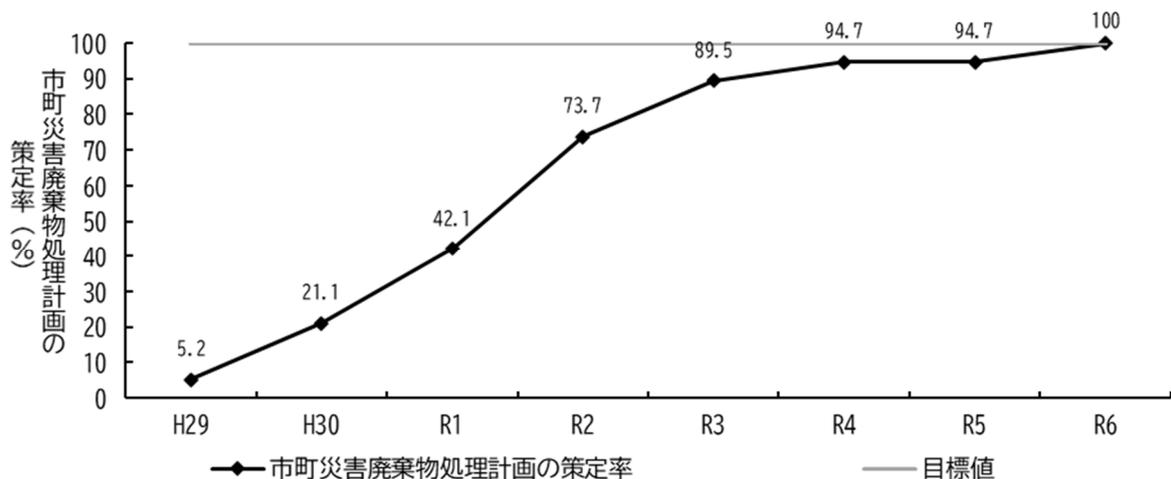
- 事業者や団体等による食品ロス削減取組事例の収集・公表を実施した。（令和6年度の事例：11事例）
- プラスチックごみおよび食品ロス削減に関して他社の模範となる優れた取組を表彰する「滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減優良取組表彰」を行った。（令和6年度の被表彰者：5者）（再掲）
- 県庁フードドライブや市町、事業者と連携したフードドライブを行った。（令和6年度の実施結果：県庁フードドライブ2回、連携フードドライブ2回）

ウ 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

(ア) 市町災害廃棄物処理計画の策定率

- 市町災害廃棄物処理計画の策定率は令和6年度末時点で100%であり、令和6年度末までに100%とする目標を達成した。

図表 1-10 市町災害廃棄物処理計画の策定率



出典：滋賀県による調査

(イ) その他（令和6年度の取組等）

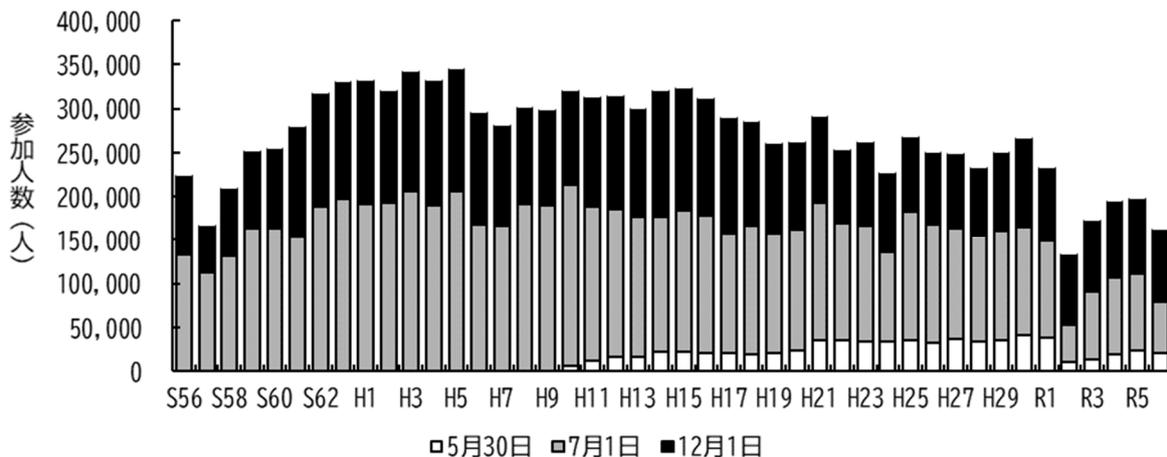
- 仮置場候補地選定済みである市町の割合は68%（13市町／19市町）。最大災害時の仮置場必要面積を確保済みの市町の割合は37%（7市町／19市町）。
- （一社）滋賀県産業資源循環協会や市町と連携して、仮置場設置運営現地訓練を行った。（令和6年11月14日実施）
- 災害対応力向上のため、「災害廃棄物一時仮置場設置運営の手引き」や「発災時のし尿等の収集運搬に係る相互支援に関する手引き」を作成した。
- 県、県内19市町、5つの一部事務組合で、災害時における災害廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の事故等による不測の事態に迅速に対応するため、県と市町および一部事務組合の連携・役割分担等の基本的事項を定めた相互支援協定を令和7年4月1日付で締結した。
- 環境省ブロック協議会（近畿および中部）へ参加し、他府県等の事例について情報収集した。

エ 散在性ごみ対策

(ア) 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数

- 県民、企業、各種団体および市町と連携し、「環境美化の日」（5/30、7/1、12/1）を基準日とした環境美化運動を県内各地で展開した。
- 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数は、計画期間累計で726,529人であり、計画期間累計で1,200,000人とする目標を達成できない見込みである。これは新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きい。
- 環境美化運動参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に大きく減少した後、令和3年度以降増加傾向であったが、令和6年度は悪天候のため中止された地区が多くあったため減少した。

図表 1-11 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数

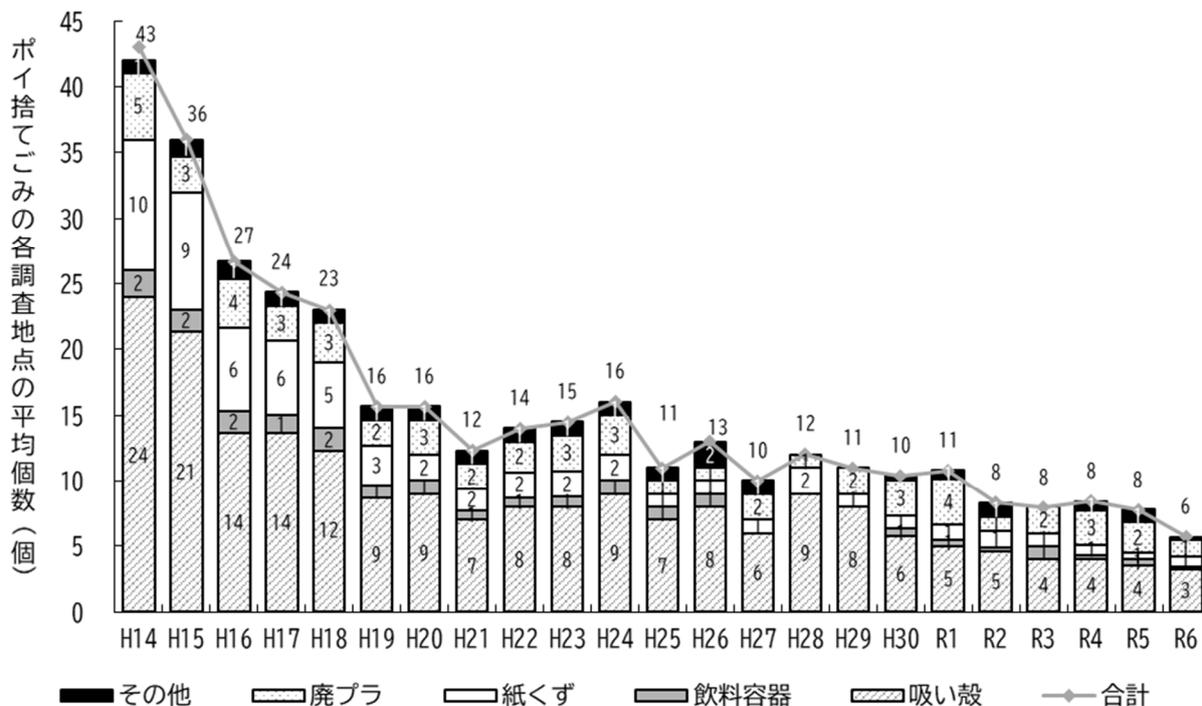


出典：滋賀県による調査

(イ) その他（令和6年度取組等）

- 県民、事業者等がボランティアで美化清掃を行う淡海エコフオスター制度を行った。
- 環境美化監視員を各地域に配置し、ポイ捨て防止の巡回監視、啓発を行うとともに、市町とも情報共有や連携を行った。
- 散在性ごみの状況把握のための定点観測調査を行った。
- 散在性ごみの量は減少傾向にあり、令和6年度は最も低い値となった。

図表 1-12 100mまたは1000㎡ 1日あたりのポイ捨てごみの量



出典：滋賀県による調査

2 産業廃棄物

(1) 減量に係る目標

計画における「減量に係る目標」および本目標の達成に向けた取組等を進めるうえで、全体的な資源循環の状況を把握するための「参考指標」の状況は以下のとおりでした。

図表 2-1 減量に係る目標および参考指標

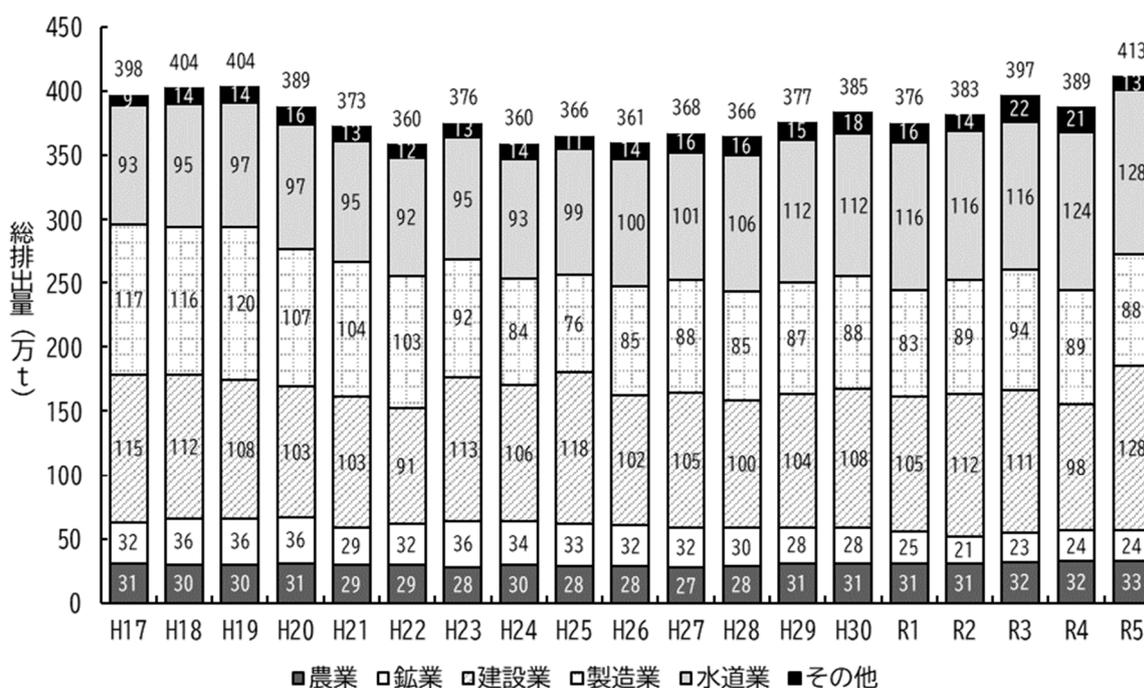
		実績値							五次計画	
		計画期間							目標値	参考指標
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
総排出量	万 t	385	376	383	397	389	413	(集計中)		385
発生量	万 t	211	204	209	220	203	231	(集計中)		209
再生利用量	万 t	178	173	180	190	177	198	(集計中)		176
再生利用率	%	46	46	47	48	46	48	(集計中)		46
最終処分量	万 t	10.5	10.2	10.7	10.9	10.1	10.9	(集計中)	9.8	

出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

ア 排出量の状況

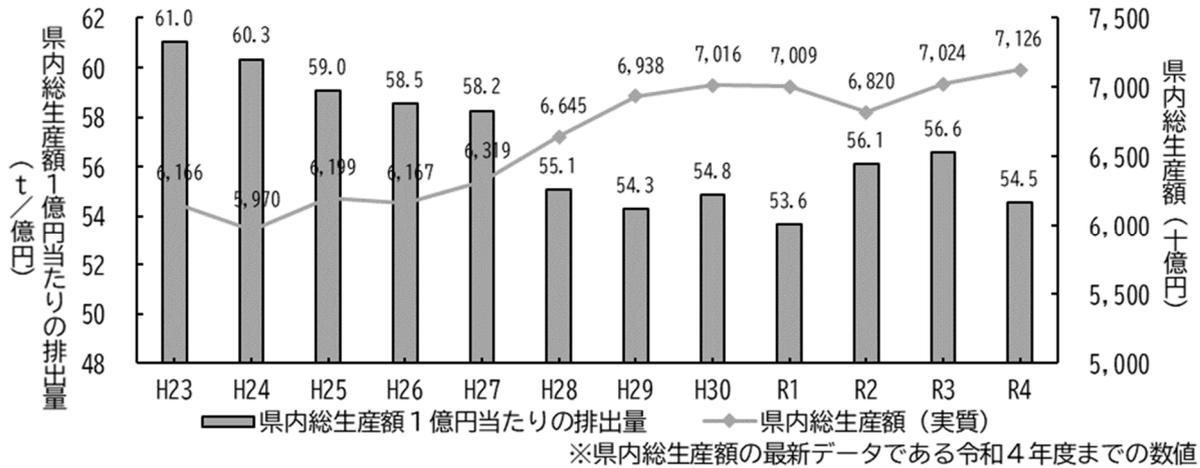
- 産業廃棄物の総排出量は県内総生産額の増加に伴って、過去 10 年間で増加傾向にある。一方、県内総生産額 1 億円当たりの排出量は 10 年前よりも低い値となっている。
- 令和 5 年度の総排出量は、412.7 万 t で令和 4 年度より 24.1 万 t 増加した。
- 業種別では、建設業が 33%、水道業（下水道業を含む）が 31%、製造業が 21% を占める。

図表 2-2 産業廃棄物の排出量の推移



出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

図表 2-3 県内総生産額 1 億円当たりの産業廃棄物排出量等



出典：内閣府（県民経済計算（H23～R4））、滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

- 品目別の排出量は、汚泥が 215.3 万 t で全体の 52% を占め、以下、がれき類(98.0 万 t、(24%))、家畜のふん尿(32.7 万 t (8%))、廃プラスチック類(14.9 万 t (4%)) の順に多い。全国と比較して汚泥の比率が高い一方で、家畜ふん尿の比率が低いのが本県の特徴である。(全国の令和 5 年度実績：汚泥：42%、家畜ふん尿：22%)
- 令和 4 年度と比較すると、がれき類が 36.5 万 t 大幅に増加し、汚泥も 10 万 t 増加した。一方で、廃プラスチック類は 3.5 万 t 減少している。

図表 2-4 産業廃棄物品目別・業種別排出量（令和 5 年度）

種類	合計		令和4年	農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
	令和5年	比率							
燃え殻	4	0%	3	0	0	1	3	0	0
汚泥	2,153 (336)	52%	2,057 (202)	0	237	57	568	1,274	18
廃油	50	1%	53	0	0	3	42	0	5
廃酸	13	0%	16	0	0	0	13	0	1
廃アルカリ	49	1%	52	0	0	2	46	0	1
廃プラスチック類	149	4%	184	0	0	40	77	0	32
紙くず	6	0%	8	0	0	4	1	0	1
木くず	137	3%	144	0	0	113	9	0	14
繊維くず	1	0%	1	0	0	1	0	0	0
動植物性残さ	20	0%	21	0	0	0	19	0	1
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	18	0%	27	0	0	7	4	0	7
ガラス・陶磁器	142	3%	94	0	0	49	62	1	28
鉱さい	10	0%	15	0	0	0	9	0	1
がれき類	980	24%	615	0	0	980	0	0	0
ばいじん	9	0%	6	0	0	2	4	3	0
家畜ふん尿	327	8%	321	327	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
その他	57	1%	269	0	0	22	18	0	17
合計	4,127 (2,032)	100%	3,886 (2,204)	328	238	1,283	875	1,278	125

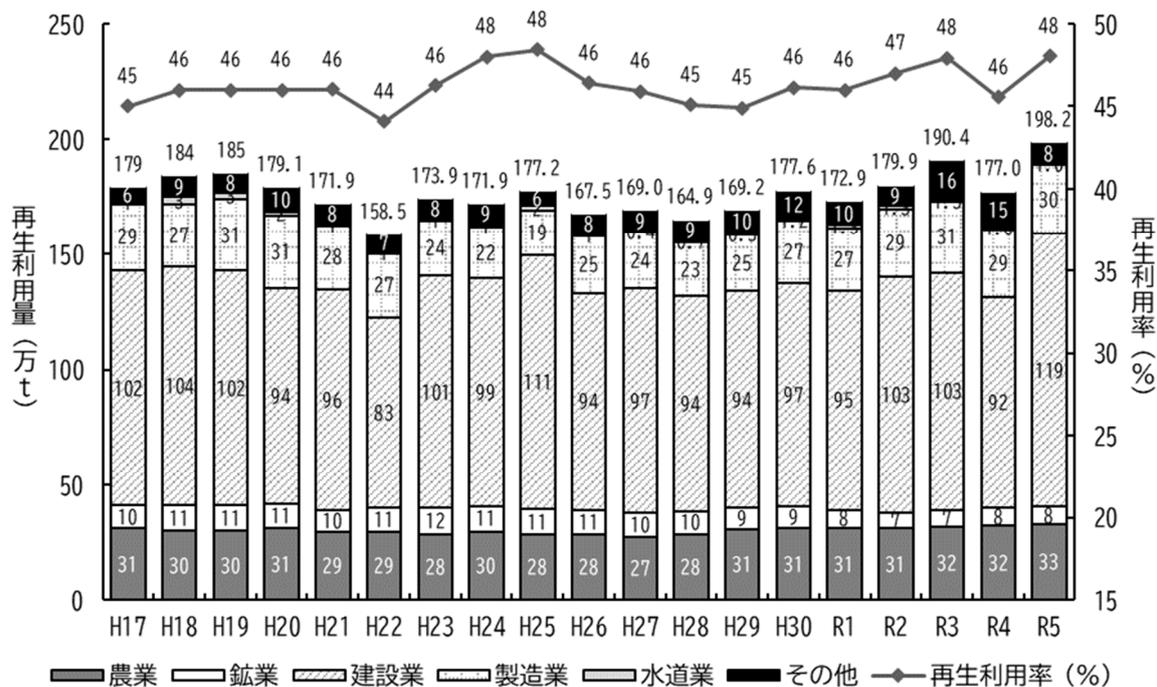
※ ()内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。
 ※ 各項目の値を四捨五入しているため、合計が内訳を集計した数値と合わないことがあります。

出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

イ 再生利用の状況

- 再生利用量および再生利用率は微増微減を繰り返している。
- 再生利用量は、令和5年度は198.2万tと令和4年度から21.2万t増加した。これは、建設業の排出量増加に伴って建設業の再生利用量が27.2万t増加したことによる影響が大きい。
- 令和5年度の再生利用率は48.0%と令和4年度より2.4%増加した。

図表 2-5 産業廃棄物の再生利用量の推移

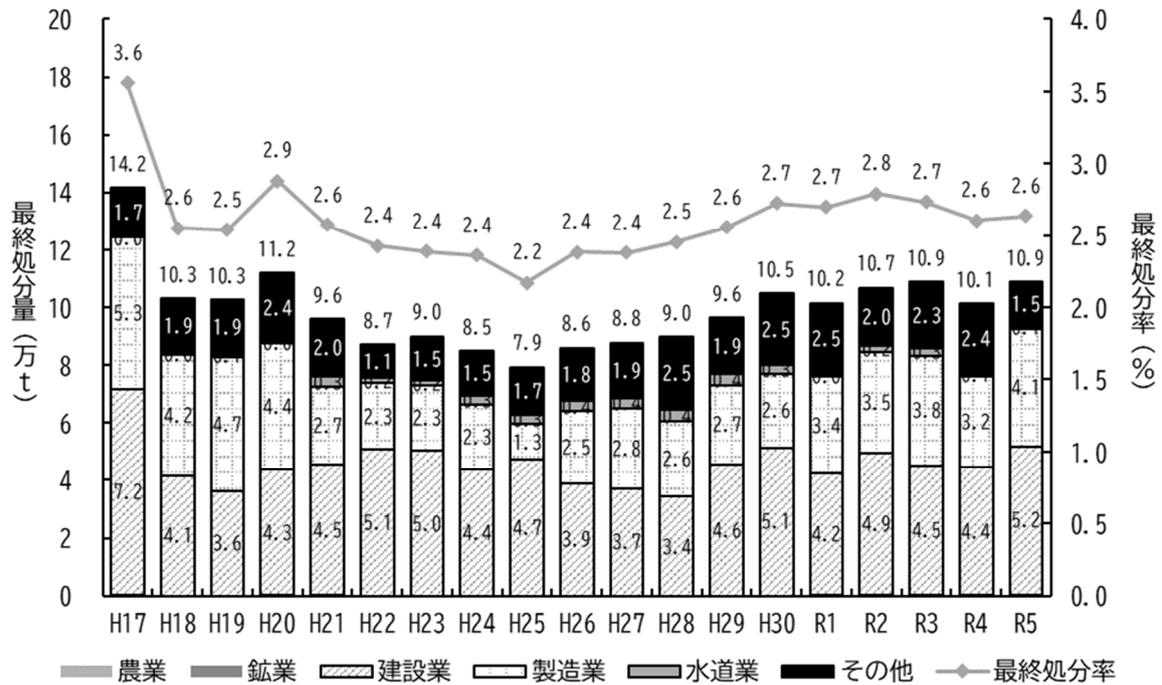


出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

ウ 最終処分量の状況

- 最終処分量は近年微増微減を繰り返している。
- 最終処分量は、令和5年度は10.9万tで令和4年度より0.8万t増加した。
- 最終処分量は計画の目標である9.8万tまで、1.1万t削減が必要な状況である。
- 最終処分量率は平成18年度以降2.2%~2.9%の間で推移しており、令和5年度は2.6%と令和4年度と同水準となっている。
- 品目別にみると、廃プラスチック類（再生利用率：77%）、ガラス陶磁器くず（再生利用率：87%）、汚泥（再生利用率：90%（脱水後））、がれき類（再生利用率：99%）、その他（混合物等）（再生利用率：51%）の最終処分量の比率が高い。

図表 2-6 産業廃棄物の最終処分量の推移



出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

図表 2-7 産業廃棄物最終処分量の品目別状況

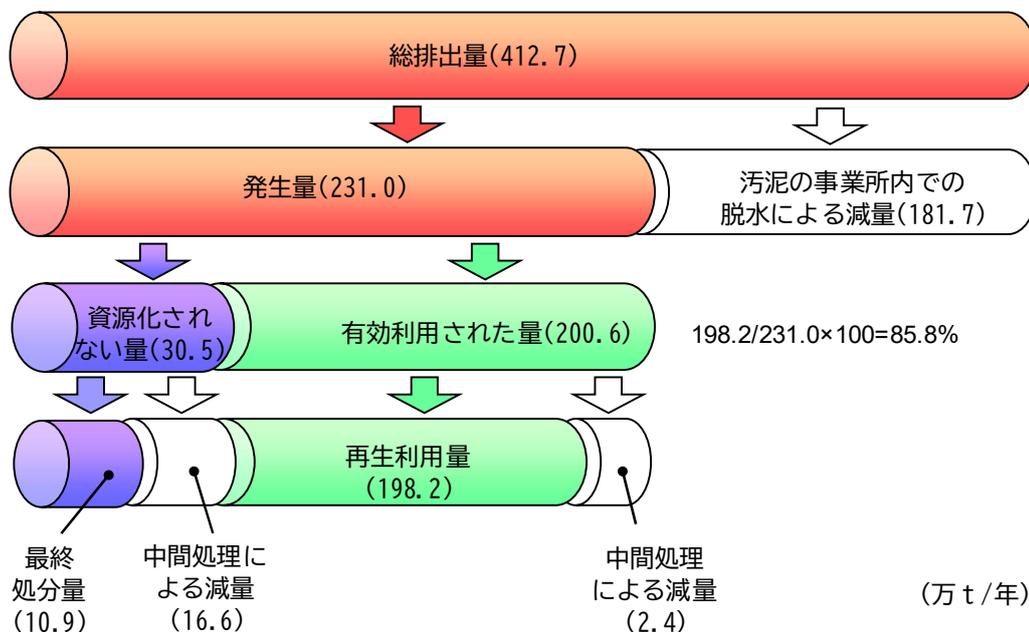
品目	最終処分量 (万 t)			
	R4		R5	
		比率		比率
燃え殻	0.13	1%	0.23	2%
汚泥	0.87	8%	1.64	15%
廃油	0.03	0%	0.01	0%
廃酸	0.01	0%	0.03	0%
廃アルカリ	0.02	0%	0.02	0%
廃プラスチック類	2.45	23%	2.11	19%
紙くず	0.27	2%	0.13	1%
木くず	0.43	4%	0.59	5%
繊維くず	0.03	0%	0.05	0%
動植物性残さ	0.05	0%	0.36	3%
ゴムくず	0.00	0%	0.00	0%
金属くず	0.24	2%	0.15	1%
ガラス陶磁器くず	1.19	11%	1.86	17%
鉱さい	0.10	1%	0.13	1%
がれき類	1.32	12%	1.05	10%
ばいじん	0.60	6%	0.42	4%
動物のふん尿	0.00	0%	0.00	0%
その他 (混合物等)	2.38	22%	2.10	19%
合計	10.13	93%	10.88	100%

出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

工 産業廃棄物処理の概念図

- 再生利用率は 48.0%であるが、汚泥の脱水による減量を除いた発生量のうち再生利用するために仕向けられた量の割合は 85.8%に達しており、排出される廃棄物の大部分が再生利用されている。

図表 2-8 産業廃棄物処理の概念図（令和5年度）



出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

(2) 取組に係る目標

計画に掲げる主な取組について、設定した「取組に係る目標」の状況は以下のとおりでした。

図表 2-9 産業廃棄物に係る計画の数値目標の達成状況

			実績値							五次計画
			計画期間							目標値
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等	優良産廃処理業者認定件数	件	160	181	186	197	208	221	234	270
	廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入り検査実施率 ※一廃処理施設含む	%	100	100	99.8	88.2	99.8	100	97.1	100 (計画期間中)
不法投棄対策等	産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	%	88.9	79.3	85.7	78	88.9	71.7	69.8	85以上 (計画期間中)

出典：滋賀県による調査

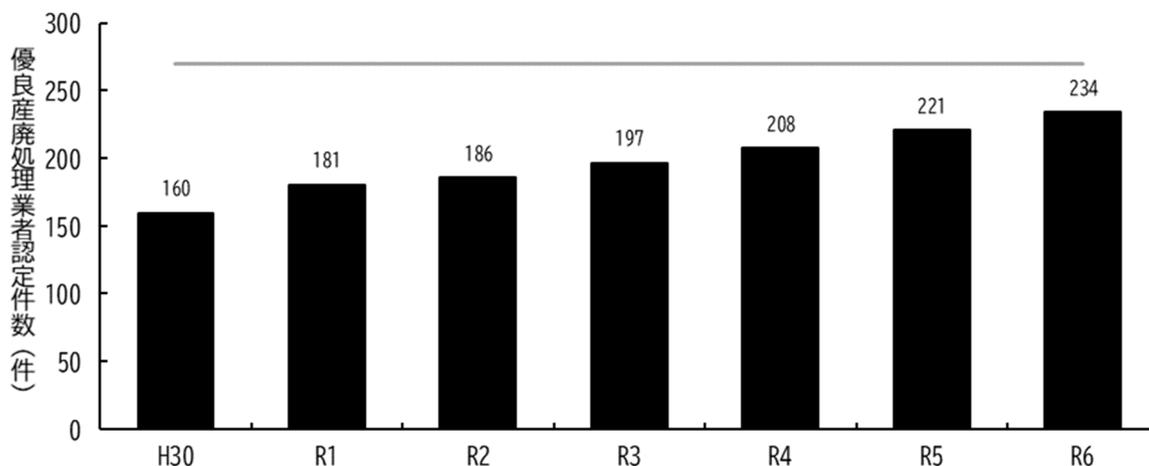
ア 産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等

(ア) 優良産廃処理業者認定件数

- 優良産廃処理業者認定数は増加傾向であり、令和5年度から13件増加し、令和6年度までで計234件となった。

- 計画の目標である 270 件まで、36 件必要な状況である。
- 産業廃棄物処理業者を対象とした講習会を産業資源循環協会に委託して開催し、優良産廃処理業者認定制度について周知を実施した。

図表 2-10 優良産廃処理業者認定件数

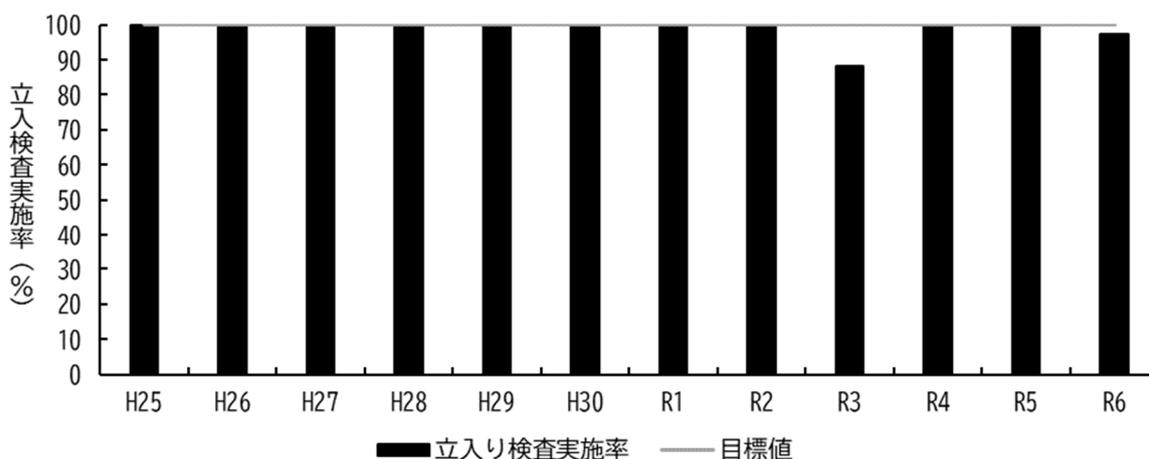


出典：滋賀県による調査

(イ) 産業廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入り検査実施率

- 令和 6 年度の産業廃棄物処理施設や産廃処分業者に対する立入検査の実施率は、97.1% (立入検査 404 施設 / 全 416 施設) であり、令和 3 年度を除きほぼ 100% である。
- 施設等で不備事項があった場合には、指導票等により改善指導を実施した。

図表 2-11 産業廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入り検査実施率 (一般処理施設含む)



出典：滋賀県による調査

イ 不法投棄等対策

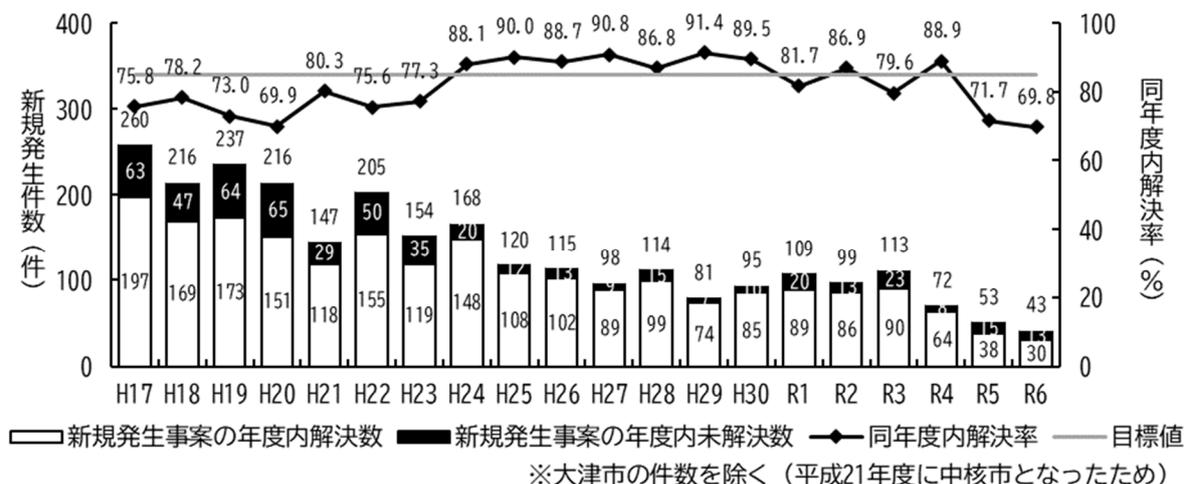
(ア) 産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率

- 令和 6 年度の産業廃棄物不法投棄等 (野外焼却、埋立処分等、保管等) の発生年度内解

率は、69.8%（解決件数 30 件/新規発生件数 43 件）と計画の目標である 85%を下回った。

- 不法投棄等の新規発生件数は減少傾向にある。

図表 2-12 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率の推移



出典：滋賀県による調査

(イ) その他（令和6年度の取組等）

- 不法投棄等事案について、行為者・関係者に対して、現状回復を指導した。
- 産業廃棄物不法投棄等の未然防止・早期発見・早期対応のため、パトロール・無人航空機（ドローン）・監視カメラ等による監視に取り組んだ。また、地域住民等によるパトロール・協力事業者による情報提供等、多様な主体と協働した総合的な監視体制を構築し、不法投棄等を許さない地域づくりを推進した。

3 現状と課題

国は、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法を制定し、3R（Reduce（ごみの発生や資源の消費自体を減らす）、Reuse（ごみにせず繰り返し使う）、Recycle（ごみにせず再資源化する））や適正処理に係る施策に取り組むとともに、廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）の改正や各種リサイクル法の制定をはじめとする関係法令の整備を進めてきた。本県においても、3Rや適正処理に係る施策の推進を行ってきた。

五次計画においては、減量に係る目標および参考指標として、一般廃棄物の1人1日当たりごみ排出量、1人1日当たり最終処分量、総排出量、総資源化量、再生利用率、最終処分量を、産業廃棄物の最終処分量、総排出量、発生量、再生利用量、再生利用率を設定している。

一般廃棄物の総排出量および最終処分量（総量および1人1日当たり）は減少傾向にあり、3Rの推進、プラスチックごみや食品ロス削減の啓発等の各取組による成果であると考えられる（図表1-2、1-4）。一方、再生利用率は低下傾向となっており、全国を下回っている（図表1-3）。この背景には、再資源化しやすい品目については、店頭回収等の民間ルートによる回収が普及してきたことや、県内市町の複数の一般廃棄物処理施設が更新されたことにより、プラスチックごみを再生利用せずに熱回収するようになったことによる影響があると推測され、さらなる要因の解析が必要である。

また、産業廃棄物については、県内総生産額1億円当たりの産業廃棄物の排出量は10年前と比較して低い値となっており、各取組による成果であると考えられる（図表2-3）。一方、産業廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量については、県内総生産額の増加により、過去約20年間において顕著な改善傾向は見られない（図表2-2、2-5、2-6）。

3Rの推進を強化してから25年が経過しており、現状の取組だけではこれ以上の大幅な改善は見込めないと考えられる。また、2030年代以降には太陽光発電パネルの大量廃棄が見込まれることから、今後は廃太陽光パネルの再資源化に向けて対応する必要がある。

近年、世界的な資源制約の高まりや欧州で先行する製品への再生材利用を求める動きがあり、令和6年5月に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が制定され、同年8月に「第五次循環型社会形成推進計画」が策定され、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が国家戦略に位置付けられたところである。

このような背景から、持続可能な社会の実現のために、本県においてもさらに資源循環を促し、循環経済への移行へ向けた取組を進めることが必要であると考えられる。

（1）プラスチックごみの発生抑制等の推進

プラスチックごみ問題や諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まってきた背景から、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、3R（Reduce、Reuse、Recycle）+Renewable（再生可能な資源に替える）の基本原則が掲げられた。さらに、令和3年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定された。本県においても、「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」等により、3R+Renewableの推進を行ってきた。

五次計画においては、その取組に係る目標としてマイバッグ持参率（レジ袋辞退率）および県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数を設定している。レジ袋辞退率は目標を達成している。レジ袋有料化後の約10年間、レジ袋辞退率は90%前後の高水準で推移しており、レジ袋は大幅に削減できたと考えられる（図表1-6）。また、マイボトル使用可能な給水等スポット数は目標を達成しており、マイボトルが普及するための環境整備が進んできたと考えられる（図表1-7）。引き続き、環境整備と啓発活動を進めることで、最終的にはペットボトルの使用削減につなげていきたい。

一方、その他のワンウェイプラスチック製品の使用削減については、削減の余地があり、対象製品を宿泊施設のアメニティ等へ拡大し、県民へ定着させていく必要がある。

また、本県においては琵琶湖へのプラスチックごみの流出による環境悪化や生態系への影響が懸念されており、以下（4）のとおり、プラスチックごみの散乱、流出防止を図る必要がある。

（2）食品ロス削減の推進

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。日本の食料自給率は低く、食糧の多くを海外からの輸入に依存する中、世界では深刻な飢えや栄養不良で苦しむ多くの人々が存

在しており、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題である。こうした背景から、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定された。本県においても、令和3年3月に「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定するとともに、食品ロスを減らす県民運動「三方よし!!でフードエコプロジェクト」等において、食品ロス削減の取組を進めてきた。

五次計画においては、その取組に係る目標として、食品ロス削減を認知して削減に取り組む消費者の割合および「三方よしフードエコ推奨店」の累計登録店舗数を設定している。

消費者の割合は目標付近を推移している（図表1-8）。食品ロス削減に取り組んでいない消費者は、食品ロスを認知していない割合が半数以上を占めているため、認知度をさらに向上させる取組が必要である。また、累計登録店舗数は目標を達成しており、食料品小売店、飲食店、宿泊施設における食品ロス削減の機運が高まってきていると考えられる（図表1-9）。

近年、食料品価格の高騰や「令和の米騒動」が問題となっており、食品ロスの削減は喫緊の課題である。このため、「滋賀県食品ロス削減推進計画」に定める令和12年度までに食品ロスの年間発生量をさらに削減する目標に向けて取組を進めていく必要がある。

(3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加等、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、また各地で地震も頻発している。災害発生時における災害廃棄物処理に適正に対応していくとともに、災害を前提とした平時からの備えが求められている。本県においても、平成30年3月に「滋賀県災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の円滑な処理体制の構築に取り組んできた。

五次計画においては、その取組に係る目標として、市町災害廃棄物処理計画の策定率を設定している。

これまで市町ごとの災害廃棄物発生量の推計値などの各種情報の提供や技術的な助言を行い、市町の災害廃棄物処理計画の策定を支援した結果、計画の策定率は目標を達成している（図表1-10）。

また、各種手引きを作成し、市町の災害対応力を高め、協定の締結によりごみ処理の相互支援体制を整えてきたところ。

加えて、県域を越えた支援・受援体制を整えるため、近畿、中部両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会に積極的に参画してきた。

今後は、能登半島地震等を踏まえて、し尿処理施設の相互支援や生活ごみの収集等の体制を整備する等、実効性確保に向けてさらに取組を進める必要がある。また、本県は被災経験が少ないため、市町が迅速かつ適切に仮置場の設置・運営や住民向け広報を実施しないと、災害廃棄物の処理が滞ってしまう恐れがある。このため、仮置場候補地の選定をさらに進め、各市町が最大被災時の仮置場必要面積を確保するよう努めるとともに、仮置場の現地調査や所有者との調整を進める必要がある。

(4) その他

廃掃法が制定された昭和45年当時から、廃棄物の適正処理が推進されてきた。本県においても、適正処理を推進するために、処理施設や業者への監視指導、適正処理の体制確保、不法投棄等対策、散在性ごみ対策等に取り組んできた。

この結果、処理業者による大規模な不適正処理事案は平成27年以降発生しておらず、不法

投棄等の新規発生件数や定点観測調査における散在性ごみの量は減少傾向である等、適正処理が推進されてきたと考えられる（図表1-12、2-12）。

今後、適正処理をより一層推進するためには、従来の取組に加え、デジタル技術を積極的に活用等することにより調査、監視を高度化することが有効であると期待される。その具体的取組として以下の取組が考えられる。

ア 散在性ごみ対策

本県では、散在性ごみ対策に長年取り組んできており、五次計画においても不断の取組・施策として位置付けている。また、近年、琵琶湖へのプラスチックごみの流出による環境悪化や生態系への影響が懸念されており、プラスチックごみの散在防止に係る取組の強化が求められている。

定点観測調査における散在性ごみの量は減少傾向となっている（図表1-12）。一方、定点観測以外の場所においては、定期的にパトロールを行い、散在性ごみの量が多い場合は管理者への連絡や、その場所での啓発等を行っているものの、県内の散在性ごみの状況を俯瞰的に把握できていない。散在性ごみをより一層減らすためには、県内の散在性ごみの状況を把握し、散在性ごみの量が多い場所においてごみを捨てられないような工夫を行うこと等が必要であると考えられる。散在性ごみの状況を調査・解析する手法として、発展が目覚ましいデジタル技術（AI画像解析）を活用することが効果的・効率的であると考えられる。

イ 不法投棄等対策

本県では、産業廃棄物の不法投棄等対策に長年取り組んできており、五次計画においても不断の取組・施策として位置付けている。

不法投棄等の新規発生件数は減少傾向となっている（図表2-12）。しかし、野外焼却といった比較的解決しやすい事案が減少した一方で早期の解決が困難であることが多い埋め立て処分等および不適正保管等の不適正処理事案の案件数は下げ止まっており、結果として年度内解決率が低下傾向にある。このため、事案のさらなる早期解決のためには、事案が時間の経過とともに複雑化する前に対策を講じることが一層重要であり、「早期発見して、早期解決する」ことをより進めていくことが必要である。また今後は、未然防止にも注力することによる、不法投棄等対策を推進していく必要がある。その手法として、無人航空機（ドローン）やデジタル技術を活用することにより監視の高度化を図ることが有効であると期待される。